

子どもの虐待をなくそう!

～こんな姿が見られたら『それって虐待かも?』かもしれません～



身体的虐待

- ・叩く、蹴る、火傷などの外傷を生じるような行為
- ・揺さぶる、布団巻きにする
- ・食事を与えない
- ・戸外に締め出す
- ・意図的に子どもを病気にさせるなど

性的虐待

- ・子どもをポルノグラフィーの被写体などにする
- ・子どもに性器や性交を見せる
- ・子どもの性器を触る又は子どもに性器を触らせるなど

心理的虐待

- ・子どもの前で夫婦喧嘩をする
- ・言葉による脅し、脅迫
- ・無視や拒否的な態度をとる
- ・兄弟間で差別的な扱いをする
- ・子どもが傷つく言葉を繰り返し言うなど

ネグレクト(育児放棄)

- ・車内放置や自宅放置をする
- ・食事、衣類、住居などが極端に不衛生で健康状態も劣悪である
- ・子どもを学校等に登校させていない
- ・保護者以外の第三者からの暴行、性的・心理的虐待の放置など



しつけと虐待は違います

しつけは子どもが社会において自立した生活を送れるように社会性を育む行為と言えます。しつけと称して過剰な教育や厳しい言動や体罰に対して、子どもが苦痛を感じれば虐待です。

虐待は子どもの心身の発達への影響が懸念されます。虐待の体験は一生消えることのない心の傷になってしまいます。

体罰は法律で禁止されています

民法や児童虐待防止法では、親権者から子どもへの体罰等が禁止されています。

厳しい体罰を受けた子どもは、前頭前野が萎縮するという発達に深刻な影響を与えることが分かってきています。

また、言葉の暴力により視覚野が変形するという研究結果もあります。



「虐待かな?」と思われる子どもや家庭をしつたら

迷わず**通告**しましょう。まずは相談を!!

- ・いつも子どもの泣き叫ぶ声が聞こえる
- ・保護者の怒鳴り声が聞こえる
- ・夜遅くまで子どもが一人で遊んでいる
- ・子どもの衣服がいつも汚れている
- ・小さい子どもを家に置いたまま外出している
- ・子どもの怪我について不自然な説明をするなど



子育てに悩みや不安を感じたら

甘楽町こども家庭センターに連絡を!!

乳幼児について 健康課保健係 (☎ 67-5159)
児童について 福祉課こども係 (☎ 67-5194)
支援学級について 福祉課福祉係 (☎ 67-5162)

※相談者や内容についての秘密は厳守します

